最終更新日：2020年7月16日
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役社長 山本　豊
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長　河野　陽子
証券コード：4718
https://www.waseda-ac.co.jp/corp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築して企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスが機能する企業倫理の確立、正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】
【補充原則３－１－２　英語での情報の開示・提供】
現在、海外株主の保有比率は３％未満であり、機関投資家比率も相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。また、英語での情報開示・提供は業務効率や費用等も勘案し、実施しておりません。今後につきましては、海外株主の保有比率の動向や議決権行使状況等を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則４－１－３　最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画】
最高経営責任者（代表取締役社長）の後継者計画の策定・運用は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための、重要な経営課題の一つであると考えております。現時点では、明文化された後継者計画を有しておりませんが、今後、計画の策定と運用に関し検討を進めてまいります。

【原則５－２　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中期経営計画で定めた業績目標と、その実現に向けての具体的施策について、当社ホームページに掲載するとともに、IR活動を通じてよりわかりやすい説明に努めております。今後、新たな経営計画の策定にあたっては、自社の資本コストの把握と、収益力や資本効率に関する目標の設定に関しても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
当社は、業務提携、取引関係、事業戦略上の重要性等を総合的に検討し、当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長に資すると認められる場合に、上場株式を保有することがあります。
政策保有株式については、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに、保有意義や経済合理性、将来見通し等を検証し、保有の適否を判断しております。検証の結果、保有する意義や妥当性が希薄となった銘柄については、発行体企業との対話等を行い、縮減についての検討をいたします。

＜政策保有株式に係る議決権行使の基準＞
各議案内容や当社の企業価値向上に与える影響、発行体企業の企業価値向上への影響等を総合的に検討し、議決権を行使いたします。特に、発行体企業に重大な法令違反や反社会的行為が発生した場合や、組織再編等により株主価値が大きく毀損される懸念が生じた場合については、各議案の賛否を十分に検討した上で議決権を行使いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社役員及び役員の特別利害関係者との取引は極力行わないことを基本としておりますが、取引の必要性が生じた場合には、取締役会規程に基づき取締役会の承認を得ることとしております。また、主要株主との取引につきましては、一般顧客との取引条件及び市場価格等を勘案し、公正・妥当な条件で、職務権限規程等の社内規程で定める決裁手続きを経て、取引を開始することとしております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
コードが想定している企業年金を導入しておらず、企業年金のアセットオーナーには該当しておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念・経営計画につきましては、当社ホームページに記載しております。
・経営理念はこちら https://www.waseda-ac.co.jp/corp/about/policy.html をご覧ください。
・経営計画はこちら https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/policy/business-plan.html をご覧ください。
2021年３月期を初年度とする中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画の前提となる今後の見通しについて合理的な算定が困難なことから、当初予定しておりました策定時期を延期しており、今後、公表が可能となり次第、速やかに公表させていただく所存です。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本コーポレート・ガバナンスに関する報告書「Ⅰ１．基本的な考え方」に記載しております。

（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

監査等委員でない取締役の報酬については、取締役に対する総合的な評価を行い、報酬委員会への諮問を行った上で、取締役会にて決定しております。具体的な方針や手続きは、本報告書の「II［取締役報酬関係］ 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会での協議により合意することとしております。
なお、社内取締役に対するインセンティブとして機能する報酬については、「II [インセンティブ関係]」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
＜監査等委員でない取締役候補の指名＞
社内取締役候補者については、当社の経営を適切に遂行するために必要な知識と経験、業務実績を有し、リーダーシップ・人格面からも責務を全うするに相応しい人物を指名することとしております。社外取締役候補については、独立した立場で、中立かつ客観的な見地から経営を監督し、有用な助言や提言ができる社外者から、取締役会全体の知識・経験等のバランスも考慮した上で人選することとしております。これらの取締役候補の指名につきましては、社内取締役（監査等委員を除く）の協議を踏まえて社長が原案を作成し、社外取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員会の意見を聴取した上で、取締役会において決定しております。

＜監査等委員である取締役候補の指名＞
監査等委員である取締役には、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしております。又、定款に定める5名以内で、実効性の高い監査・監督を行うために、専門的知見や経験等を総合的に勘案してバランスの良い構成となるよう選定しており、候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとしております。

＜経営陣幹部の解任方針と手続き＞
経営陣幹部が、職務執行上の重大な義務違反や法令違反、不正の行為を行い、当社の経営幹部としてふさわしくないと認められる場合は、取締役会で対応を十分に審議し、株主総会への解任議案上程の適否を決定いたします。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
各取締役（監査等委員である取締役を含む）の選任理由は「株主総会招集ご通知」で個人別に記載しております。
「株主総会招集ご通知」に関してはこちらからご覧ください。https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html
解任については、これまで発生していないため開示をしておりませんが、今後、解任（議案を上程）する場合は、適切な方法により開示いたします。

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲】
取締役会が判断・決定する事項は、法令・定款で定められている事項の他、経営上の重要事項としており、その範囲は取締役会規程及び職務権限規程で定めております。経営陣に判断・決定を委任する範囲については、職務権限規程により定めております。

【補充原則4－2－1 中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度】
本コーポレート・ガバナンスに関する報告書「II [インセンティブ関係]」に記載しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外者の要件を満たしていること、又、独立性の判断基準は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準に準じております。
また、中立で客観的な見地から経営全般を監督し、有用で的確な助言・提案ができる知見と経験を有すると思われる人物を選任することとしております。

【補充原則4－10－1 任意の仕組みの活用】
当社は、取締役の報酬等の決定における透明性と客観性向上を目的に、独立社外取締役及び社長で構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役の報酬制度・報酬水準・評価について審議しその結果を取締役会に答申します。取締役会は報酬委員会からの答申を十分考慮した上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を決定することとしております。

【補充原則4－11－1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる規模とすることにしており、現在は8名（監査等委員ではない取締役5名、監査等委員である取締役3名）で構成しております。取締役の選任にあたっては、当社の経営を適切に遂行するために必要な知識・経験を備えた社内出身者と、企業経営の経験や、専門知識を有し、独立した立場で、中立かつ客観的な見地から当社経営に有用な助言・提言のできる社外取締役とで構成することとしており、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスにも配慮し、選任することとしております。

【補充原則4－11－2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況】
取締役の他の上場会社の兼任状況につきましては、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において毎年開示しております。なお、現状の兼任状況につきましては、適切な状態であると判断しております。

【補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社では、取締役会の実効性と機能向上を図るため、取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による実効性評価のためのアンケートを実施しております。アンケートによる取締役会の構成や運営全般、報告及び審議事項に関する資料等についての自己評価を行うとともに、取締役会において、その分析結果に基づき、更なる実効性向上のために必要な取り組みについて協議し実施することとしております。

【補充原則4－14－2 取締役に対するトレーニングの方針】
監査等委員ではない社外取締役・常勤監査等委員である取締役には、業界動向や会社理解の促進を図るため、随時、全管理職を集めて行う実務研修や会議等に出席いただくこととしております。また、取締役の職務執行に必要な知識の習得については、必要に応じ、外部セミナー等への参加を推奨しており、その費用については会社が負担することとしております。

【原則5－1、補充原則5－1－2 株主との建設的な対話に関する方針】
(1) 株主との対話全般について統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
取締役会において、情報開示及びIR担当役員を選定しております。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
総務部総務課が主管部署となり、必要に応じて経営企画部、経理部を中心に運営・教務部門の各部署とも連携をとり、対応しております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
本決算時と第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長が決算情報、業績予想、事業概況、今後の経営戦略等の説明をし

ております。また、総務部総務課が主管部署となり、年間計画に基づき、個人投資家向け説明会の実施やIRホームページの充実等に努めております。

(4) 株主の意見等に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主や投資家からの意見や質問については、IR・情報開示担当取締役又は総務部総務課を通じて業務執行取締役に伝達するとともに、必要に応じて取締役会に報告し、情報共有を図るとともに経営の参考としております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー情報の管理全般につきましては、内部者取引管理規程で取扱を定めており、重要な内部情報については、当該規程に基づき、内部情報管理責任者のもとで、総務部総務課が一元管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ナガセ	3,012,600	18.90
英進館株式会社	1,830,000	11.48
福山産業株式会社	1,164,000	7.30
河端 真一	1,147,100	7.19
株式会社明光ネットワークジャパン	833,400	5.22
早稲田アカデミー従業員持株会	644,200	4.04
株式会社学研ホールディングス	526,400	3.30
中国開発株式会社	472,000	2.96
有限会社平井興産	386,800	2.42
教育開発出版株式会社	315,200	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりません。
また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川又　政治	他の会社の出身者											
原口　昌之	弁護士											
布施木 孝叔	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川又　政治		○	―――	企業経営についての豊富な経験、高い見識を有しており、それらを中立で客観的な見地から当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。

原口　昌之	○	○	―――	弁護士･公認会計士として、企業法務並びに財務･会計に関する専門的知識を有しており、また、他の会社の社外監査役、監査等委員である取締役の経験から、企業経営に関する見識も有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためです。 また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。
布施木 孝叔	○	○	当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者でありますが、当社取締役就任前に同法人を退所しております。 また、当社は同法人へ監査報酬を支払っておりますが、その報酬額は当社及び同法人のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではなく、当該取締役と一般株主の間に利益相反が生じる恐れはないものと考えております。	公認会計士としての企業監査の豊富な経験と、財務･会計に関する専門的知識を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためです。 また、当社と取引関係、その他の利害関係がないことから独立性要件を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助を担当する部署を内部監査室とし、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の所属員がその任にあたります。当該使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するとともに、その指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命･異動･評価･懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室並びにその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部署の業務及び財産の状況を調査しております。又、内部統制システムにつきましては、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしております。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。内部監査につきましては、内部監査終了後、監査等委員会に対して監査報告書を提出するとともに、監査の結果報告と意見交換を行うことにより、三様監査が適切に行われる体制を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役の報酬制度及び報酬等の額の決定プロセスにおける透明性と客観性を高めるため、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会において審議・決定される取締役の報酬制度や報酬水準、評価等に関して事前に審議をし、取締役会に答申することとしております。報酬委員会は、代表取締役社長と社外取締役全員で構成し、代表取締役社長が委員長を務めることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを利用した制度で、当社グループの中期経営計画に掲げる各事業年度の連結売上高及び連結経常利益の目標値に対する達成度と役位に応じて、取締役に対して、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う制度であります。
基本報酬と業績連動報酬の支払割合については、業績目標の達成度が100%である場合の基準値として、概ね、固定報酬80：短期インセンティブ（賞与）10：中長期インセンティブ（業績連動株式報酬）10　を基本としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期の開示内容：2020年3月期（2019年4月1日～2020年3月31日）における取締役の報酬等の総額は以下のとおりです。なお、当社は、役員退職慰労金制度を設定しておらず、ストックオプションの発行及び使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支払いもありません。
取締役（監査等委員を除く）　5名　総額報酬115百万円（内、社外取締役1名5百万円）
取締役（監査等委員）　3名　総額報酬 16百万円（内、社外取締役2名8百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（監査等委員でない取締役の報酬について）
以下の基本方針に基づき、任意の報酬委員会への諮問及びその答申を踏まえ、取締役会決議により決定しております。
Ⅰ.報酬に関する基本方針
①当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値並びに当社グループ総体の価値の持続的な向上につながる報酬制度とする。
②当社の企業理念を実現し、当社グループの発展を担える優秀な人材の確保に資する報酬制度とする。

③株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「客観性」の高い報酬制度とする。

II.報酬水準に関する基本的な考え方

①優秀な人材を確保するための競争力があり、次世代の経営層となる従業員の成長意欲にもつながる水準を目指します。

②報酬水準の妥当性については、外部機関の調査データ等により、同業種・同規模の企業の水準等を参照し定期的に検証を行うこととします。

③業績や事業規模に応じた報酬水準であると同時に、執行役員を含む従業員の給与と照らし、役員としての職責に見合う水準とします。

III.報酬体系と具体的な内容

①業務執行取締役の報酬は、経営目標を達成し、企業価値の持続的な向上に対する意欲向上を図るため、役位に応じた「基本報酬」と業績によって給付額が変動する「業績連動報酬」で構成されます。

②社外取締役の報酬は、独立した立場で経営の監督を担っていただくという職責上、基本報酬（固定報酬）のみで構成しております。

③業績連動報酬は、1．短期インセンティブとして、事業年度毎の業績目標の達成度合いに応じて支給される賞与　2．中長期インセンティブとして、中期経営計画に掲げる各事業年度の業績目標の達成度合いに応じて支給される株式報酬で構成されます。

業績連動報酬の指標及び各報酬の概要等は当社ホームページ掲載の「第46期　有価証券報告書」に記載しております。

※第46期　有価証券報告書：https://ssl4.eir-parts.net/doc/4718/yuho_pdf/S100J1V3/00.pdf

（監査等委員である取締役の報酬について）

監査等委員である取締役につきましては、業務執行から独立した立場で経営の監視・監督をするという役割から基本報酬のみで構成されており、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各委員の職務に応じ、監査等委員会での協議による合意に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員でない社外取締役に対するサポート体制といたしましては、主に経営企画部及び総務部総務課が担当し、出席すべき重要会議や社内研修・その他社内行事の日程連絡や資料送付を行っております。また、必要に応じて、経営会議・取締役会等の会議資料の内容説明や質疑への対応、取締役会審議事項の事前説明を行うほか、経営状況の適時把握のために有用な資料の提供等による情報の共有化を図っております。

監査等委員である社外取締役のサポートは、内部監査室が担当しております。監査等委員会のほか、株主総会・取締役会・経営会議といった重要会議の開催日時の連絡や、資料収集及び提供などを行います。また、取締役会の開催に際しては、必要に応じて審議事項の事前説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）現状の体制の概要

当社は、経営管理体制として「監査等委員会設置会社」を採用しております。取締役会、監査等委員会、会計監査人の状況につきましては、以下に記載のとおりであります。

（取締役会）

・取締役会の役割

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社グループの経営上の重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行います。取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程及び職務権限規程において定めており、取締役への委任範囲を明確化しております。

・取締役会の運営等

取締役会は、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催します。取締役会において、効率的かつ有為な議論や意見交換が可能となるよう、出席者に対し関連資料を事前配布するとともに、必要に応じて社外取締役への事前説明を実施しております。

又、取締役・執行役員・本部長・副本部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、経営状況の正確かつ迅速な把握と情報の共有化を図るとともに、必要に応じ取締役会で決議する重要事項の事前審議を行うこととしております。

［2020年3月期（2019年4月1日～2020年3月31日）の開催実績］

・取締役会（議長：代表取締役社長　　開催実績：18回）

・経営会議（議長：代表取締役社長　　開催実績：12回）

（監査等委員会）

・監査等委員会の役割

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の職務執行状況を監査・監督します。実効性の高い監査・監督を行うため、監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて取締役等から職務執行状況を聴取し、重要書類の閲覧等を行います。

・監査等委員会の構成及び規模

監査等委員である取締役には、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしております。又、監査等委員は、定款に定める5名以内で、実効性の高い監査・監督を行うために、専門的知見や経験等を総合的に勘案してバランスの良い構成となるよう選定しております。

なお、現在の監査等委員会は3名（内、社外取締役である監査等委員は弁護士1名、公認会計士1名）で構成しております。

［2020年3月期（2019年4月1日～2020年3月31日）の開催実績］

・監査等委員会（委員長：社内取締役　　開催実績：19回）

（会計監査の状況）

会計監査につきましては、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は同監査法人に所属しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員

伊藤　恭治

林 美岐

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 7名

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営管理体制につきましては、監査等委員でない取締役は5名（内、社外取締役1名）、監査等委員である取締役は3名（内、社外取締役2名）で構成されており、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる規模となっております。

更に、社外取締役につきましては、当社及び当社取締役との間に、人的関係及び取引関係等の利害関係がない社外者から選任することにより、独立した立場で客観的な見地から経営を監督し、若しくは経営に助言できる体制をとることで、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが機能する体制が作られていることから、現在の体制を採用しております。

なお、当社は、委員の過半数が社外取締役で構成され、かつ委員が取締役会での議決権を有することにより取締役会の監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れること、並びに取締役会の業務執行権限を取締役に委任することが可能となることにより、経営の意思決定及び執行の迅速性を向上させることができる体制として、監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より6日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第46回定時株主総会については、第一集中日の2020年6月26日を避け、2020年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第46回定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を開始いたしました。
その他	定時株主総会招集ご通知を発送の2日前より、当社ホームページのほか、東京証券取引所ホームページにも掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向けIRイベントや、個人投資家向け説明会に出展・参加し、会社概要・経営成績・事業戦略等をビジュアル化した資料を用いた会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時と第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催しており、代表取締役社長が、決算情報や業績予測、事業概況、今後の経営戦略等の説明を行っております。また、決算説明会で使用した資料は一般投資家にもご覧いただけるよう当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL　https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/ 会社概要、財務ハイライト、IR資料（決算短信、法定開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、株主通信、IRレポート、説明会資料、中期経営計画、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。 上記の他、当社を分かりやすく紹介している「早稲アカ早わかり」コンテンツを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部総務課が主管となり、経営企画部、経理部と連携してIR活動を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ適時・適切な情報開示に努めるとともに、当社グループをご理解いただく上で有用な情報を積極的に開示できる体制作りを目指しております。
その他	当社では、女性の取締役1名を選任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその体制
当社は、当社取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その概要は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づき、当社及び当社子会社の業務の適正を確保していくとともに、より効果的な内部統制システムの整備・構築に向け、継続的に現状システムの見直し及び改善に取り組んでまいります。
(1)当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。
・取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会の監査を受けるものとする。
・内部監査室は、内部監査規程に基づき、継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を取締役及び監査等委員会に適宜報告する。
・取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。
・反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築する。
(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
・取締役の職務の執行に係る情報の管理状況は、監査等委員会の監査を受けるものとする。
・子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。
(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役会は、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行う。
・リスクの発生を防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程等に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
・取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に提供する。本部長及び部署長は、担当職務に内在するリスクを把握、分析及び評価を行い、適切な対策を実施する。
・不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
(4)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定する。
・取締役会を少なくとも月1回開催する。取締役会で決議する重要事項は、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
・取締役は、中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。
(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重し、法令及び定款を遵守する。当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法、社会規範に照らし適切に行う。
・子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自律的に内部統制システムを整備する。
・当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行う。
・当社及び子会社の内部統制システムに関する監査及び評価の部署を当社内部監査室とし、包括的に監査を実施することにより、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
・監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。
(6)財務報告の信頼性を確保するための体制
・「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みの整備と有効な運用を行う体制を構築する。
(7)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適時に対応する。
(8)前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
・前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行う。
・前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
(9)監査等委員会への報告に関する体制
・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
・子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が上記の事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告する。
・取締役は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について、取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は当該会議体に出席し、職務遂行に関する報告を受けることができる。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行う。
(10)監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
(11)監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。
・監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。
(12)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員の少なくとも過半数は、社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高める。

・監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意見交換を行う。
・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2．リスク管理体制の整備状況
当社は、企業体として継続的に存続・発展する責任を果たすと同時に、教育企業として未成年の子供たちをお預かりするという社会的責任を全うするために、リスクマネジメントが重要な課題であると考えております。リスクマネジメントのレベルを向上させ、問題の兆候を早期に発見・対処するために、リスクの影響度や重要度の観点から定期的にリスク評価を実施しております。
特に個人情報保護、情報セキュリティに関しては、継続的な社員教育を行うとともに、内部監査室が各部署における管理状況をチェックし、必要に応じて指導を行っております。
又、日常の事業運営上、起こりうる事件や事故に対しては対応マニュアルを策定するとともに、全管理職を集めて毎月実施する管理職研修や業務連絡会、社員研修等を利用し、リスク管理についての教育を継続的に実施しております。
その他、内部情報管理の適正性とインサイダー取引の防止を目的に、内部者取引管理規程を定め、内部情報の一元管理を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係・取引・交渉をせず、また利用しないことを基本方針としております。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。
反社会的勢力排除に向けての整備状況としては、「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めております。社内に不当要求防止責任者を配置し、所管警察署並びに関係団体と連絡を密にし情報収集に努め、また、公知情報を基に独自のデータベースを持つ外部機関（企業危機管理のトータルサポート会社）を活用し、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めております。更に、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2009年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、同日開催の取締役会決議により、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、本買収防衛策を継続しており、現在の有効期間は2021年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
また、本買収防衛策は経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、詳細並びに上記記載の基本方針への取組みにつきましては、当社ホームページ（https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/policy/defence.html）に掲載のプレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）
1、適時開示に関する基本方針
当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、当社グループの理解に有用と思われる情報についても、公平かつ積極的な開示ができる体制作りを図っております。

2、適時開示に係る社内体制
・内部情報につきましては、「内部情報管理責任者」を設置して統括管理を行い、情報の開示は、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、内部情報管理責任者の指示により「情報提供担当者（情報開示担当役員、又は経理部長、総務部長がその任にあたります。）」を通じて行います。
・決定事実、決算情報につきましては、取締役会による決議・承認の後、内部情報管理責任者の指示により遅滞なく開示いたします。
・発生事実にかかる情報につきましては、各部署から内部情報管理責任者のもとに報告され、内部情報管理責任者はその内容を確認するとともに、代表取締役社長に報告して開示の必要性を検討し、情報開示が必要と認められた時は、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、遅滞なく開示いたします。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

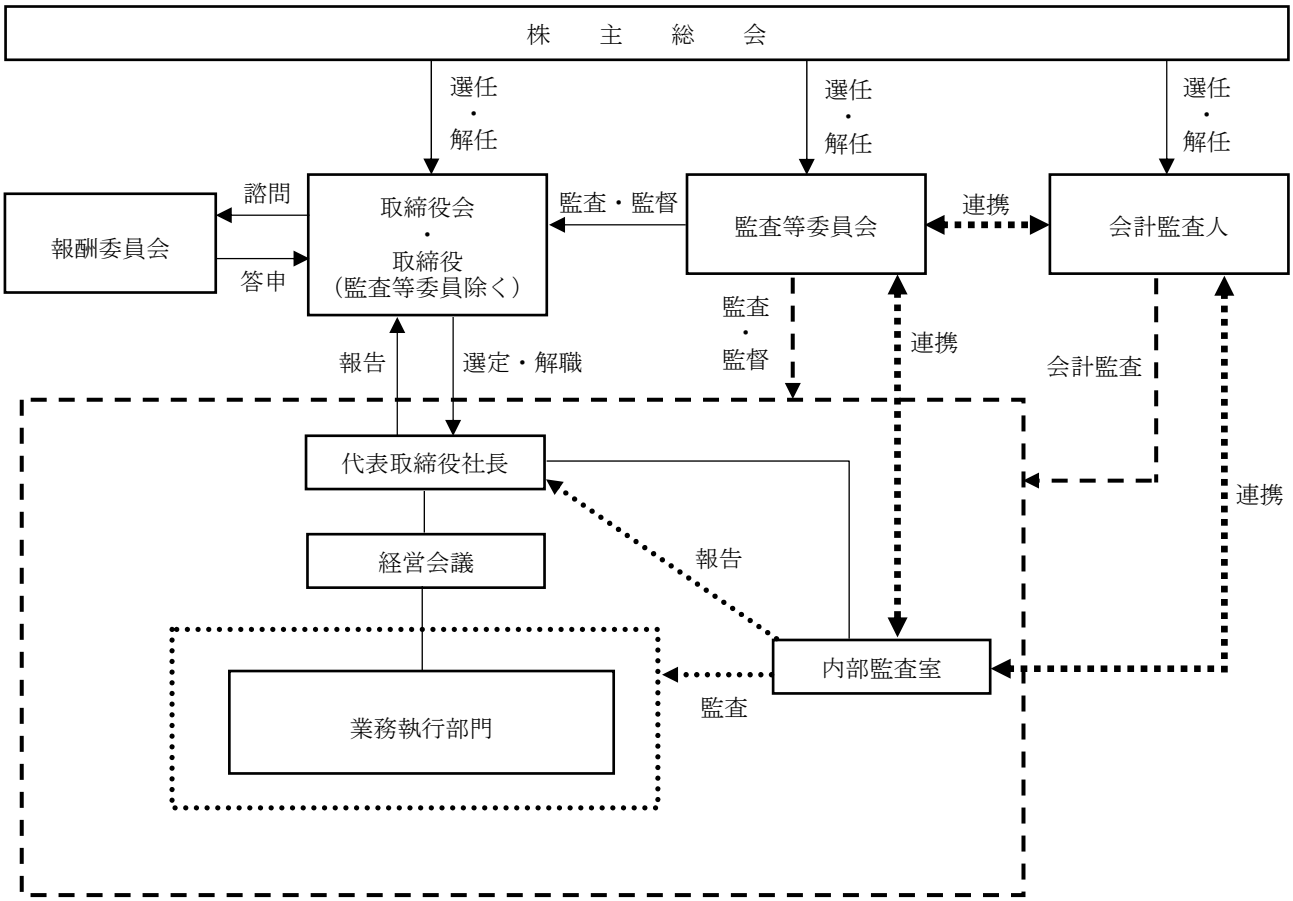

適時開示体制の概要（模式図）

